

和歌山県健康推進員活動助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 市町村が実施する地域でのがん検診及び特定健康診査（以下「検診等」という。）、健康教室並びに健康イベントを開催する事業（以下「健康づくり事業」という。）を推進することにより、県民の健康の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、市町村が地域住民の健康づくり事業を推進するため、健康推進員制度設置要綱（平成26年制定）第2条に規定する健康推進員が行う活動に対し、次に定めるところにより助成を行う事業とする。

(1) 助成を行う健康推進員の活動は次に掲げる活動とする。

ア 受診勧奨活動

地域住民に検診等の受診の呼びかけを行う。

イ 広報活動

地域住民に対し、健康づくり事業の開催案内の配布及び事業の必要性の説明を行う。

ウ サポート活動

健康づくり事業において、受付、準備、片付け等のサポートを行う。

エ その他の活動

地域住民と運動、体操等の自主的な健康づくり活動を行い、又は健康増進計画策定その他市町村の事業に参加又は協力する。

(2) 市町村は、健康推進員活動報告書（別紙）により、事業実施年度の翌年度の4月末までに知事に報告するものとする。ただし、和歌山市以外の市町村の健康推進員活動報告書は、振興局健康福祉部長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

健康推進員活動報告書

市町村名： _____

1 健康推進員活動人員 _____ 人

2 活動内容

活動分野	活 動 内 容	延べ人員
受診勧奨活動	(記入例)家庭訪問によりがん検診への受診を呼びかけた 等	
広 報 活 動	(記入例) 健康イベントや健康教室開催案内の配布 等	
サポート活動	(記入例) 検診や健康イベントの受付、準備、片付けの実施 等	
その他の活動	(記入例) 市町村健康増進計画策定への参加、自治会でのラジオ体操の開催 等	